

令和4年12月27日
教育指導課

令和4年度東京都教育委員会職員表彰被表彰者の決定について

1 受賞者

No	受賞者名	学校名 及び職名	表彰種別	功績概要
1	宇都宮 聡	松沢小学校 校長	3(1)エ	<p>学校経営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長年の校長職を担う中で、一貫して、学校組織マネジメントの手法を用い、学校改善に向けた新たな学校評価の戦略的構想を構築し、学校運営協議会の役割や機能を生かし、地域運営学校による地域に開かれた学校づくりを行ってきた。また、地域とともに接続可能な学校運営を目指す学校経営支援組織の運営と体制づくりと学校経営計画に直結し、人材育成のもつながる学校運営組織と分掌内容の焦点化を推進することにより、教職員の働き方改革と職務への意欲付けをバランスよく行い、学校経営に邁進してきた。
2	澁澤 宏美	旭小学校 主幹教諭	3(1)ウ	<p>学校運営の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2・3年度東京都教育委員会人権尊重教育推進校では、研究主任として校内組織を機能させ、授業実践を中心とした研究発表会となるよう尽力した。令和4・5年度東京都教育委員会人権尊重教育推進校でも研究主任として、これまでの研究成果と課題を整理し発展させるべく取り組んでいる。 ・音楽専科として日々授業改善に取り組むとともに、系統立った指導とするべく校内教員への指導助言を行い重点目標の達成に貢献した。東京都小学校音楽研究会において共同研究を行ったり、鑑賞における実践を学会にて報告したりしている。

3	中嶋 規子	経堂小学校 指導教諭	3(1)ウ	<p>特別活動教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導教諭による模範授業をコロナ禍においても工夫して実施した。授業づくりの視点についての指導・助言を通して、参加した教員の授業力向上に貢献した。 ・東京都教育研究員（特別活動）として、「自分たちの学級生活や学校生活を楽しむ子どもを育てる指導法の工夫」について研究した。研究成果を、都や所属地区の教育研究会等を通して広く教員へ還元した。 ・その他、都の研究会において実践事例を発表する等、幅広く活躍している。
4	蝦名 晋一	砧南小学校 主任教諭	3(1)ウ	<p>理科教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京都小学校理科教育研究会の中心になって活躍し、理科教育の充実・改善に日々取り組み、授業実践を都内の教員に広めることに貢献している。 ・東京都教育委員会主催の令和4年度の理科教育カンファレンスにおいて、一人1台端末を活用した授業実践を発表し、参加者の授業改善の意欲を高めた。 ・理科教育カンファレンスの内容を踏まえた校内OJT研修用資料を作成・配布することで、全都の理科教育の充実に大きく貢献した。
5	加藤 敏久	桜丘中学校 校長	3(1)エ	<p>学校経営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京都人権尊重教育推進校の取組やコンピュータを使った試験方式についての取組により、その成果を還元・発信している。 ・東京都中学校道德教育研究会長として、東京都の道德教育の質をより高めることを目指し、全国に向けて発信し、先進的な研究を推進している。 ・世田谷区の副参事として、「第2次世田谷区教育ビジョン」の推進・調整に携わり、「世田谷9年教育」を充実させて区の教育を大きく前進させた。

6	梶田 和明	駒沢中学校 校長	3 (1) エ	<p>学校経営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長く生活指導主任を務め、指導基準を明確化した生活指導方針を示し、教職員の共通実践、組織的な生徒指導に努めた。 ・副校長在任中は、地域との連携を積極的に行い、地域人材を学校の教育活動に活用する取り組みで成果をあげた。 ・校長としては、自己指導能力の育成を学校経営の大きな柱に掲げ、生徒と教員の協働により生徒の行動基準である「駒中 Principle」の作成を主導し、生徒会活動を軸にした生徒の健全育成に大きく貢献した。
7	加瀬 義行	八幡中学校 主幹教諭	3 (1) ウ	<p>学校運営の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教務と学年主任兼務の主幹として学校運営を支え、他の教職員の模範となった。 ・非常に困難な保護者に粘り強く対応し学年を支えた。理科の学習指導では生徒に分かりやすい授業をし、さらには世田谷区の科学センター運営委員や指導委員として、区内の生徒たちの科学への興味・関心を広げることに尽力した。 ・多忙にもかかわらずテニス部顧問として、必ずと言ってよいほど、はじめから終わりまで校庭に出で生徒の練習を見ている。
8	藤井 徹平	用賀中学校 主幹教諭	3 (1) ウ	<p>理科教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教科教育において、早い時期より ICT の活用を図り、情報機器を効果的に活用し授業の改善に努め、生徒や保護者らから高い評価を得た。 ・教育研究会においても中心的な活動で研究会を支えている。 ・SDGs 活動モデル校推進のため、積極的に講演会を企画・運営し、SDGs 教育の充実に努めた。 ・校長、副校長の職務の補佐をし、地域との連携や学び舎の教育活動の円滑な実施のため努力した。

2 表彰式

令和5年2月上旬（予定）

令和4年度東京都教育委員会職員表彰実施要綱

1 表彰の目的

本都の教育の発展、学術、文化の振興に貢献し、その功績が顕著で、かつ、勤務成績の優秀な職員及び優れた教育実践活動・研究活動を行っている学校・グループの功労をたたえ、これを表彰する。

2 表彰の対象

東京都教育委員会が任命した職員で東京都教育委員会職員表彰規程（昭和27年東京都教育委員会訓令甲第9号。以下「表彰規程」という。）第1条第1項又は第2項に該当する本都在職10年以上の者（特に善行又は功績が認められた者を除く。）及び表彰規程第1条第3項に該当する本都在職6年未満の者並びに表彰規程第2条に該当する学校・グループ（別紙「学校・グループの推薦に関する取扱い」（以下「別紙」という。）参照）。ただし、既に本表彰を受けた者及び文部科学大臣教育者表彰を受けた者で、受賞後3年を経過していないものは除く。

3 表彰種別（在職年数及び年齢は、令和5年3月31日現在とする。）

(1) 在職年数及び年齢による表彰区分は以下のとおりとする。

ア 本都在職6年未満の者

イ 本都在職10年以上で管理職を除く45歳未満の者

ウ 本都在職10年以上で管理職を除く45歳以上の者

エ 本都在職10年以上で管理職の職にある者

(イ) 表彰規程第1条第1項第3号に該当する57歳以上の者

(イ) 同条第1項第3号以外に該当する57歳未満の者

オ 学校・グループ

(2) 本都在職10年以上で表彰規程第1条第2項に該当する者の表彰種別は、特別賞とする。

(3) 本都在職6年未満で表彰規程第1条第3項に該当する者の表彰種別は、立志賞とする。

4 候補者の推薦及び被推薦者数

(1) 各区市町村教育委員会は、各区市町村立学校（学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条に規定する施設を含む。）に勤務する職員の中から、以下のとおり推薦できる。

ア 前項3(1)ア 1名

イ 前項3(1)イ、ウ及びエ（エは、(ア)及び(イ)の合計） 各2名程度

ウ 前項3(1)オ 1校又は1グループ

(2) 都立学校長は、職員（校長を除く。）の中から以下のとおり推薦できる。

ア 前項3(1)イ、ウ及びエ 各1名

イ 前項3(1)オ 1校又は1グループ

(3) 庁内各部長、多摩教育事務所長及び各学校経営支援センター所長は、東京都教育委員会が任命した職員で、教育庁、教育事務所、教育庁出張所及び教育機関（学校を含む。）に勤務する職員及び学校・グループの中から推薦できる。ただし、前項3(1)アについては、各学校経営支援センター所長が6名程度推薦できるものとする。

5 被表彰者の決定

被表彰者は、推薦された候補者の中から職員表彰審査会の審査を経て東京都教育委員会が決定する。

6 留意事項

- (1) 候補者の推薦に当たっては、年齢、性別、役職、分野等にとらわれず、広い範囲から検討するものとし、更に広く教職員のモラルアップを図る観点から、日々職務に精励し、優れた業績を上げている若手、中堅の教職員、また、優れた教育実践活動・研究活動を続けている学校及び教職員のグループに対して十分配慮すること。
- (2) 単に教育関係団体等の役職の地位にあることのみを理由とした推薦は行わないこと。また、法令等に違反し、社会的不道徳のある場合等、都民感情にそぐわない者を推薦することのないよう注意すること。特に犯歴（道路交通法違反を含む。）のある者については対象としない。
- (3) 本都在職6年未満の者の推薦に当たっては、教職員としては発展途上であるものの、子供たちに夢や希望、生きる力を与えるために日々真剣に取り組み、その将来性が期待できる者を対象とすること。
- (4) 表彰規程第1条第2項に基づく特別賞は、東京都教育委員会職員表彰の想定を大きく超える革新的・効果的な教育実践を行い、教職員の職務の範ちゅうを越え、前例のない著しい成果を上げた者がいた場合のみ授与を行う。
- (5) 表彰規程第1条第1項第2号による推薦に当たっては、職務の簡素合理化に伴うコスト削減効果や職場のライフ・ワーク・バランスの実現等に対する貢献度、実績等が数字などで具体的に評価しやすいものを対象とすることが望ましい。
- (6) 善行による推薦に当たっては、職務の内外を問わず、自己の危難を顧みずに人命を救助する行為、犯人逮捕に協力する行為、消火に協力する行為等の行為又はこれと同等とみられる行為を対象とし、以下の点に留意すること。
 - ア 人命救助、犯人逮捕などの場合は、原則として警察、消防等の感謝状を受賞して

いること。

イ その他の善行の場合は、新聞記事等、事実が確認できる資料があること。

(7) 学校・グループを推薦する場合は、別紙によるものとする。